昭和43年4月15日　No. 179

広報おおねじめ

編集と発行　鹿児島県肝属郡大根占町役場
総務課　文書広報係
（電話　大根占局 1・69・254番）
印刷　逆瀬川印刷所　（電話 140番）

たばこは町内の店で買いましょう。

町の人口　昭和43年2月1日　現在推計人口
男 5,674人　女 6,479人　計 12,153人
前月より 24人減

執行体制の確立など五項目を重点に

四三年度　町長の施政方針

昭和四三年度一般会計予算案国民健康保険事業特別会計予算案並びに上水道予算案とこれに関連する条例案等関係議案を提出するに当り、所信の一端を申し述べ、皆さん方の御協力を得たいと存じます　今年は、あたかも明治百年に当り、各地で諸種の記念行事や事業が計画されているようでありますが、本町としてはこの記念すべき年を転換期として、町が更に飛躍する年であるよう基本的な施策を講じてまいりたいと存じております。

しかしながら現今、財政状況は国、地方を通じて硬直化が進行しつつあり、本町もこの例にもれず、予断を許さない財政状況であります。政府予算は財政硬直化対策を前提として編成がなされており、四十三年度の地方財政援助の見通は極めて暗い状況にあります。

このような中での予算編成は最もきびしく、財政の健全化を保持しつつ、行政水準を向上せしめるための編成に苦慮した次第であります。

昭和四十三年度の重点施策としては

一、職員の責任体制の確立と素質の向上、事務能率の促進　二、計画的営農指導の確立、特にほ場整備、構造改善地区における営農指導体型　三、畑作振興対策の促進　四、基幹農道及び町道の整備促進　五、上水道事業の実施に伴う経営の合理化と環境衛生施設の整備促進

以上であります。

行政運営の中核である職員の服務については、厳正を期しており、素質の向上、責任体制の確立については、毎年申し上げ努力しておりますが、行政水準の向上を図り、住民の福祉を増進するには、職員一人一人の自覚と研修にまたねばなりません。

そこでこれを具体的に実践するために道徳教育、公務員意識の徹底、企画性の養成を主眼とした計画的な研修を行ない、もつて初期の目的を達成する所存であります。

また、住民基本台帳法の施行に伴ない、窓口事務の改善が必要となるほか、事務の合理を図るため行政組織の改正を行ないたいと考え、従来検討を加えておりましたが、行政診断を受けることにいたしておりまして、その結果に基き改革することにいたしております。

同時に町の長期ビジョンをたてるための基本計画策定のための調査を依頼することを考慮しております。

農家の経済指導については生産増強、主産地形成を主体として指導してまいつておりますが、農家は多年にわたる農地整備事業、或は営農資金借り入れ等、農業近代化のために多額の経費を負担し相当な負担荷重となつておりますので、今後の経営指導はこれを充分考慮に入れ、基盤整備等に即した技術指導、経営指導を徹底しなければ近代化農業への移行は困難であるので営農指導には万全を期し、積極的にこれを促進して行きたいと存じます。また合併農協については今年は第三年目に当り、農協育成最終年でありますので、合併計画に即して農家の全戸加入運動を促進してまいりたい所存であります

町農業は、耕地面積の大部分が畑地であり、畑作農業の振興施策が本町の農業を左右する実情に鑑み、根本的な方策を検討しなければならないと存じます。そのために農業振興地域としての国の指定については充分調査し、要すれば県営地畑かんがい、ほ場整備等を推進してまいりたいと存じております。

そして、畑作の現況から、たばこ作以外の地区に更に、養蚕地域を指定する等地域の特性に応じた営農計画画を樹てその振興を図り、畜産と結びつけた営農類型を推進して参る所存であります。更にまた、本町農業で最も基礎的な問題である若年労働力の確保については充分留意し、青年建設班或は地域青年団の育成によつて農業後継者の確保に努力しておりますが、今後は国県の協力によつて農業に希望と誇りをもつよう充分指導して参るつもりであります。

農道整備については、主幹線の神川中原線、宿利原線、池山線は団体営農道として改良方を国に申請しており、ほぼ実現の見通しもありますが更に努力したい所存です。

農免道路は、引つづき今年は鳥浜から実施されることに相成つております。

一般農道については、関係農家の努力を得て計画的に整備して参る所存であります。

町道整備については、交通量の増大に伴って、道路の破損度が大きく維持補修がなかなか思う様に出来ず申訳なく存じております。しかも改良工事等に要する経費多額にのぼる上ほとんどが純町費であり、その財源捻出に苦慮いたした次第であります。

改良工事は四十二年度継続分を実施することとし維持補修は失業対策事業と併行して行なうことにいたしておりますが維持補修を促進するため機械力の導入の必要性が以前から論議されておりましたが県の指導も得て、グレーダーの導入を行ないたいと思います県道改良工事については、城元坂の改良工事と、宿利原小学校前の改良工事が行なわれることになつております。

土木災害復旧工事については、できるだけ四十三年度中に完了するよう努力いたしたいと思います。環境衛生、住民の健康保持に密接な関係があり、特に関係諸施設の整備を図り、行なわねばならないわけですが、諸種の問題があり、その促進が遅れており残念であります。その中でし尿処理施設は最も必要なものであり、これが実現に努力いたしましたが、現在の段階では協同による設置は見込みもありませんし、町単独の施設は今後町財政に相当な圧迫が予想されますので、更に別な対策により処理すべく話を進めております。

墓地の問題については、現在土地を物色中でありますがこれと併行して火葬場設置も考慮してまいりましたが、これも組合立には問題があり、他の方策を進めています。この二つの問題の具体的なことについてはいずれ近いうちに皆さんにおはかりすることに相成ろうかと考へております

墓地については、町民の理解を得て是非実現したいと存じております。

なお、今後町民の健康保持体育振興の見地から町民総合体育施設も検討し逐次実現を図ってまいりたいと存じます

国民健康保険事業については医療費が他町村の二十%～二十五%の上昇に対し、本町は約十%程度の上昇でありますことは巡回健康診断等予防行政の効果のあらわれであると喜んでいる次第であります

しかし医療費の保険者負担分が現在の月三百五十万円程度が大体三百八十万円程度になるのではないかと存じております。従って今後の国民健康保険の運営は極めて困難が予想されますが、四十三年度までは保険税率の改正は行なわず、基金の一部とりくづしで処理してまいりたいと存じます。従って今後早期受診、早期治療を積極的に推進して医療費の増高防止と国保運営の万全を期してまいりたいと存じます。

上水道事業については、公営企業法の適用をうけますので、これに対応する措置を講じた次第であります。特に独立採算制のたてまへから一般会計からの繰り入れについては今後補助か融資ということになり、融資の方法にいたした次第であります。従って今後独立採算が出来るまでの間は、町からの融資となりますが、その分は赤字となり毎年繰上充用をすることになるのではないかと存じております

従って、現状のまゝの陣容で合理的な方法で運営を行なつて行く所存であります。

以上のような観点から四十三年度の予算を編成いたしましたが、特に人件費の自然増と各種の事業増大に伴い、町費支出も増高しその上、財政硬直化対策として、起債わくも縮少され、財政状況は楽観を許さない実情となり、多くの事業が予算措置出来なかったことは、極めて遺憾に存じますが今後検討を重ねてまいりたいと存じております。

計上された予算の一般会計二億八千二百八十三万三千円の内、町税三千百五十六万一千円、交付税一億一千八百万円で自己財源は貧弱にして、借入金と国県の補助にまたねばならない状況であります。

従って執行の段階において極力物件費の節減に努め、健全財政を堅持し、住民福祉のために、よりよい行政ができるよう努める覚悟であります

自主財源わずか三〇%
神小に屋体を建設
プール建設も計画

一般会計
2億8283万円

ことしの予算は、一般会計二億八千二百八三万三千円、国保事業特別会計、五千二百八七万五千円、と決まりました。（上水道事業会計予算は別記）

わたしたちの生活に直接関係のある一般会計予算を中心に、ことし行なわれるおもな建設事業や、農業関係の事業などについてお知らせします

※一般会計

財政のうごき

御承知のように、地方自治体の予算は、一般経済界の好不況ももちろんですが、国の財政施策に大きく関連してきます。新聞紙上等で大きく報導されていますように、ことしの政府予算は、財政硬直化対策を前提として編成されており、地方自治体への財政的な援助は、期待できない、と云われています。

こうした中で、経常的な経費の増大、きびしい情勢下におかれた農業の振興策、町・農道の整備、学校教育施設の整備等、多くの経費を要する事業も実施していかなければならないため、今後の町財政はますます苦しくなって行きそうです。

ことしの予算額は、前述のとおりですが、これを五年前の昭和三八年度の決算額（一億四千二九五万三千円）と比較してみますと、一・九八倍約二倍になります。

才入の中で、町税についてみますと、約一・二倍とほとんど変っておりません。

これにくらべて、地方交付税（二・〇六倍）国県支出金（二・六倍）などが、二倍以上の増加をみています。

一方、いろいろな事業をするための借り入れ金（町債）の額も、一・九倍にふえ、財源を国や県に依存する度合がいかに大きいかが判ります。

なお、町債の額は、これまでの残額が、約一億九千万円ですが、今年の年末には、これが、約二億九百万に達する見込みで、これの償還に、約二千万円が必要になります。

財源の中で、いちばん大きなウエイトを占める地方交付税についてみましても、その算定基礎になる町の人口が、御承知のようなことで、今後大きく伸びることは今の段階では考えられません。

したがって、全国の各町村でいまこの算定方法や、地方公共団体の超過負担の問題等政府に強くその改善方を要望されています。

◎ことし行なわれるおもな事業のあらまし。

△町有林の整備事業

三七四万四千円、すぎ、まつ、ひのきなど、計一一・六ヘクタールの新植と、三六・九ヘクタールの補植がなされるほか、すぎ苗八万本の生産下刈（一五八ヘクタール）間伐（一〇ヘクタール）枝うち（五ヘクタール）松毛虫等害虫の防除などに要する経費です。

△伝染病予防費

一七八万二千円、インフルエンザ、日本脳炎などの予防接種に要する経費

△墓園地造成費

墓園地（一〇〇アール）の用地購入費と計画測量に必要な経費で、共同墓地の設置が本格化されます。

△失業対策事業

吸収人員七一二三人で、町道各路線の補修等が行なわれます。

△農村青年建設班の設置

班員三〇人で、三〇日間の合宿研修のほか、集合研修、先進地の研修視察等があります。

△農協育成事業

合併に伴なう育成補助を、ことしまで行なうもの、借り入れ金の利子補給、営農指導事業に要する経費について補助されます。

△水田航空防除

例年どおり、大根占水田について行なわれ、農家負担は三〇〇円です。

△養蚕奨励事業

振興会の育成、営農研修、雅蚕飼育所設置に関連した補助がおもなものです。

△畜産奨励事業

畜産関係各種品評会の実施畜産資金借り入れに対する利子補給、優良牛の保留補助、グループの育成などがおもなものです。

△団体営農道事業

神川中原線（神川～中原間）宿利原線（笑喜～宿利原間）池山線（瀬戸山～池山間）の三線の改良工事が行なわれます。

△県単かんがい排水事業

城元、鈴石から北側の水路を改修し、併すて町道城元線の整備も行なわれる予定です

△土地基盤整備事業補助

池田、鳥浜、大根占水田等をこれまで土地基盤整備をしてきた関係農家の負担を軽くするため補助するもの。

△林道開設

中桜原、河内線が、ことしで完通するほか、新らしく、川床線の開設が行なわれます

△道路維持修繕関係

町道各路線に対する砂利の散布や、測溝の整備がなされるほか、中古のグレーダーを購入して路面の整備に当ります。

△道路改良関係

馬場中原線のうち、池田小学校から、毛下商店間の改良、上之宇都線、海岸線の改良がなされます

△港湾局部改良事業

上部工一〇〇米、物揚げ場の盛土、堂之元川導流提三〇米などの工事が実施されます

△公営住宅の建設

一戸十一坪の第二種簡易耐火構造十二戸が建設されます

△教育関係の事業

神川小学校に屋体が作られるほか、大小に特殊学級の設置、池田小の電話設置、大小の便所改築及び給食室倉庫の増設などがなされます。

◎プールの建設

早くから望まれていたプールが作られます。場所は、公民館の前庭が予定されており大きさは、四〇〇平方米ぐらいで、水は、上水道を利用する計画です。

※国保事業特別会計

これらのほか、明治百年記念事業の一つとして、町章、町民歌の制定を計画しています

何れも、広く一般から募集する計画ですが、募集要領等くわしいことは、後で新聞、町報等通じてお知らせします。

総額、五千二八七万五千円で、きょ年にくらべて、約六五〇万円の増になりました。

保険税、約一四万国庫支出金約四六六万、繰入金約二九九万円、それぞれきょ年にくらべて増えています。

才出の方では、療養給付費が、約五八三万円増加したのと経常経費が増額になっております。

このように、国保事業では毎年医療費が増加していますが、本町では、ことしも保険税率の改訂はなされない予定です。ことしは、これまでの基金から繰り入れてその運営がなされますが、今後は、病気の早期治療を励行していただくと共に、できるだけ乱診をさけていただかねば、国保事業の運営は、財政的に非常に苦しくなって来ます。

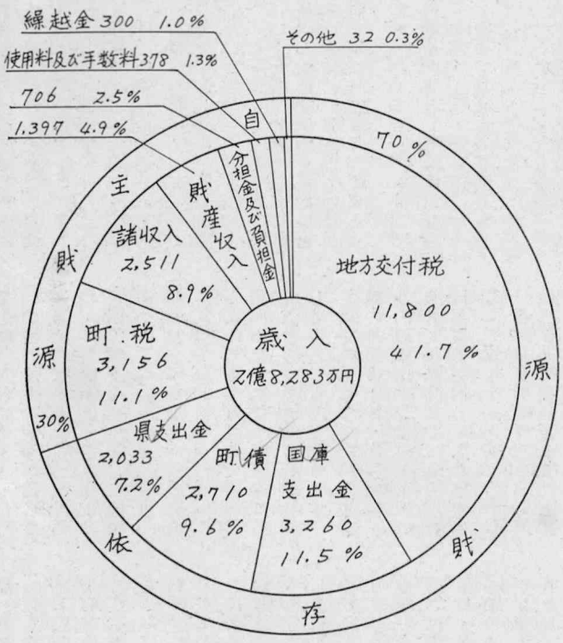

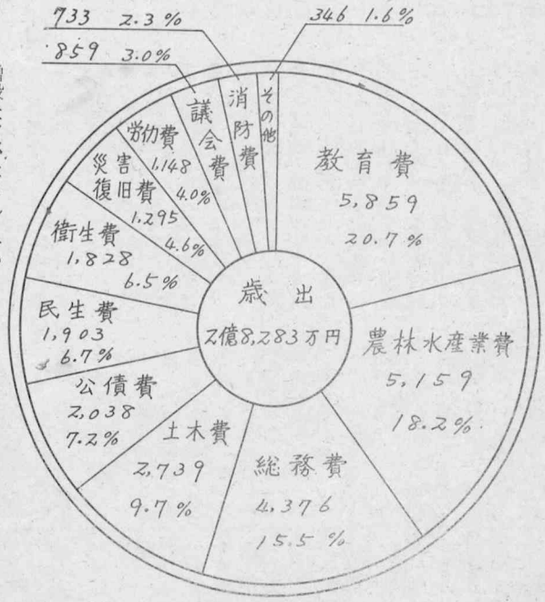

役場機構の一部を改正
福祉関係は住民課で
水道事業は保健課で

＝第一回定例町議会＝

四三年度予算等を審議する第一回定例町議会が、三月十二日から二九日まで開かれました。

以下そのあらましをお知らせします。（予算は二ページに）

◎町税条例の一部改正について

これまで、生命保険料の控除額は、所得額から控除され障害者、老年者、寡婦、勤労学生等の控除は、税額から控除されていましたが、これらが全部所得額から控除されることになりました。

◎国民健康保険税条例の改正

所得割額の計算に、これまで退職所得金額も算入されていましたが、これが除外されます。

◎職員の給与条例の一部改正

きょ年八月の人事院勧告によって、無級地の職員にも暫定手当を支給することになったので、これを条例措置したもの。

◎立木の払い下げについて

皆倉上、下の両部落が合併し、同時に、有線放送施設と防犯燈を設置するため、これに必要な電柱材として、町有立木を無償で払い下げるもの

◎報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

非常勤職員の報酬が、次のように改正されました。（単位円、（）内は改正前

議会議長、二万四千（二万）

副議長、二万（一万六千）

常任委員長、一万八千（一万五千）、議員一万七千（一万四千）、農業委員会々長、四千五百（四千）同委員三千五百（三千）、以上月額

これまで、日当五百円が支給されていた、教育委員会委員、選挙管理委員会委員等の日当が、七百円に改正されました。

◎町長等の給与等に関する条例の一部改正

一般職員のベースアップによって、町長等特別職の給与との差がなくなって来たことや、他町とのつりあい等考慮して、次のように改正されました。（）内は改正前

町長、九万四千円（八万）

助役、七万七千円（六万三千円）収入役、七万二千円（五万七千）

なお、この改正は、ことし四月一日から実施されます。

特別職給与の改正は、特別職報酬審議会に諮問され、前後三回にわたって審議され、その答申を参考に決められたものです。

◎教育長の給与に関する条例の一部改正

教育長の給与を、これまでの五万七千円から、収入役と同額の七万二千円に改めるもの。

◎職員等の旅費に関する条例の一部改正

根占町、田代町等に出張した場合の日当の支給額が、従来の半分に減額されたものなどがそのおもなものです。

◎使用料の徴収に関する条例の一部改正

新らしく建設された公営住宅の使用料を、二千二百円と千七百円に決めたほか、小学校屋体を、他の団体等が使用する場合の料金を引きあげたものです。

◎役場課設置条例の一部改正

これまで、民生課で取り扱っていた福祉関係の事務を、住民課で行なうことにし、これまでの民生課を、保健課に改め、保健衛生関係と、水道関係の事務を行なうこととしたものです。

◎職員定数条例の一部改正

上水道の工事が近く完成し給水が開始されることから、この事業に要する職員が、公営企業法の適用を受けることになり、一般職員とは別個な取り扱いを受けることになります。町では、水道事業に要する四人の職員を、現町長事務部局の職員から振り向けることにしたものです。

この結果、町長事務部局の職員は、事務吏員、三五人、技術吏員十一人、その他の職員三二人、計七八人になります。

◎大根占町敬老金支給に関する条例の制定

町内に居住しておられる、満八八才以上のお年寄りに、町独自の敬老金を支給するものです。

この敬老金は、満八八才の誕生日の属する年から年金として支給されますが、受給の資格は、満八八才の誕生日を迎えてはじめて発生することになります。金額は、年二千円となっております。

◎大根占町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定

前述のように、水道事業の事務に従事する職員が、公営企業法の適用を受けるようになるため、これらの職員の給与の種類や、基準を定めるもので、ほとんど他の一般職員の基準と変らないものです。

◎大根占町上水道事業設置に関する条例の制定について

水道事業の運営の基本を定める条例で、地方公営企業法で規定してある同事業の管理者は、特別に設置しないことを定め、町長が管理者となって、保健課に、水道係を設け必要な事務処理を行なうことになります。

◎大根占町上水道事業給水条例の制定

水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担、その他供給条件、給水の適正をはかるための必要事項を条例で定めるもので、水道の使用料は、一般家庭用で、基本料金（一ケ月につき、水量八立方メートル）二八〇円で、八立方メートルを越えた場合は、超過料金として、一トン増す毎に三〇円を徴収することになっています。

そのほか、官公署用、営業用等、その用途別に、基本料金、超過料金等が徴収されます。

◎町道山添線の廃止について

この道路は、団体営で農道改良工事を行なうこととなったため、町道から除外するものです。

（議会審議の模様）

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません

独立採算制が原則
当分続く赤字経営
上水道事業会計予算

上水道事業の会計は、公営企業法の適用を受けますので一般会計とは全く関係のない経理方式が採用されます。

従って経営の原則として、営業に要する経費をまかなうために収益をあげねばならず正常な運営をするためには、水道料金を値上げして赤字解消をはからなければならないこともあるわけです。これまでの特別会計では、予算が不足する場合は、一般会計から補てんしてもらったわけですが、水道会計の場合は、特別の場合を除いては、資金のない場合は、他からの借り入れ金や出資金、受益者負担によって経営しなければならないし独立採算制がその原則となっております。

ことしの営業関係予算については、加入戸数も少ないし水道料金だけでは運営ができず一般会計から不足分を借り入れて運営されることになっています。

水道事業から上がる収益は一四三三万四千円になっていますが、この中には、一般会計からの借り入れ金、三三六万八千円が含まれており、実質的には、一〇九六万六千円になります。一方支出の方は一四三三万四千円で、一般会計から借り入れる金額分が不足する、ということになります。

この営業関係の予算のほかに、受益者にサービスするための経費、即ち、営業収益をあげるための施設費の予算があり、ことしは総額四二〇九万七千円になっていますが、支出にくらべて収入の方が、四五九万七千円不足しますのでこの分も一般会計から借り入れることになります。そして一般会計からの借り入れ金の合計は、八一四万五千円になるわけです。

このようなことから、水道会計は、当初から大きな赤字をかかえた経営をしなければならず、今後、合理的な経営をしなければならないことはもちろん、加入者の増加をはかる等積極的な改善策によって、企業会計本来の姿である独立採算の原則にそった経営にしなければなりません。

そのためには、関係する部落の各家庭が、できるだけ多数加入していただくことが先決となって来るわけです。

現在、八七六六戸の加入者がありますが、町では、これを一三五〇戸ぐらいにする計画です。ご協力ください。

待望の水　水
上水道の通水式

上水道の通水式が、三月二十六日、上之宇都の水源地でありました。

四十一年から着手した本町の上水道事業は、上之宇都に水源を求め、自然流下によって、大根占、神川両校区（一部落を除く）を対象に、受益戸数一三五〇戸を目標として工事がすすめられていました。

工事は、工事費約三八〇〇万円で、久保田鉄工、南国殖産の二業者で施工されたものです。

当日は、関係者約一五〇人が出席し、待望の通水を喜びあいました。

（制水弁を回す町長）

上水道事業は、山添を除く大根占校区と、皆倉、中桜原を除く神川校区を対象にしたもので、四十二年度では、大根占校区の配管工事を全部終り四十三年度では、神川校区の工事がなされることになっています。現在、加入者は、大根占校区七七〇戸、神川校区一〇六戸となっていますが前記のように、町ではこれを将来一三五〇戸ぐらいにする計画です。まだ加入しておられない家庭では、できるだけ早く申し込みされるよう望まれています。

善意の話題

木原部落、中村寅松さんは祖父（喜左ェ門）さんの忌明に当り、一万円を、神之浜一区、中村三勇士さんは、お父さん（仁之助さん）の忌明に当り、それぞれ香てん返しとして、町社会福祉協議会に寄附くださいました。

御厚志をありがたくお受けし、不幸な人たちのため役立てる所存です。厚くお礼申しあげますと共に、亡くなられたかたがたの御冥福をお祈りいたします。

※錦江園にも

前大根占警察署長の大徳利男さんから「入園中のお年寄りに…」とたくさんの慰問金をいただきました。

大根占保育園の、よい子たち六十人は、学芸会で覚えたおどりをお年寄りにも見ていただこう、と園を訪問し、かわいゝ身ぶり手ぶりでたくさんのおどりを披露してくれました。

「社会えの奉仕団体」
ボーイスカウト誕生

肝属郡にはじめてのボーイスカウト「日本ボーイスカウト肝属第一団（隊）」が、二十日大根占町で結成されます

青少年の健全育成を目的として昨年十月末から準備を進めていたもので、現在大根占町の小、中生十七人、根占町の小、中生十人、合わせて二十七人が毎週日曜日の午前中りっぱなスカウトになるための訓練を受けています。

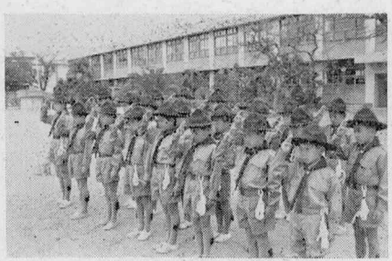
（勢ぞろいした団員）

ボーイスカウト運動はおよそ六十年前、英国のバーデンパウエルという人が創設、その後全世界に広がり日本には乃木大将が学習院長時代に取り入れたもので、現在世界連盟にはいっているスカウトは約一千万人、日本連盟には、約十三万人、鹿児島連盟には約七百五十人が登録しています。

スカウトは「日日の善行」をモットーとし、三つのちかい（一、神（仏）と国とに誠をつくし、おきてを守ります一、いつも他の人々を援けます。一、体を強くし心を健やかに徳を養います）と十二のおきてを守ることによって、将来社会のリーダーとして役立つ青少年づくりをめざしています。

訓練は規律ある集団訓練で精神面を強調するとともに三十七種目の技能訓練を行なうことになっていますが、きびしさの中にも楽しさのある訓練で少年スカウトたちは張り切っています。このほか毎年夏休みには総合訓練として二泊三日から三泊四日ぐらいのキャンプを行ない、強い忍耐力、健康な体づくりをします

二十日の結団式には鹿児島市内のボーイスカウト十二人も友情参加、鼓笛隊を先頭に大根占、根占両町内をパレード、そのあと、ローソクの火をともしての「ちかい」など厳しゅくな結団式が予定されています。

（税務課だより）

1税金の納入について

税金を納入される場合納税者の預金口座から直接町収入役へ振替納入を希望される方は税務課へ申し出てください

2軽自動車税の減免について

下肢又は体幹の障害を有し歩行が著しく困難な方で、もっぱらその人が運転する軽自動車等（一台に限る）に対しては税が減免されますので五月二十四日までに身体障害者手帳と（戦傷病者手帳）運転免許証とを持ってきて申請してください

3原動機付自転車の標識で新らしいのとまだ取り替えてない人はすぐ取り替えてください。

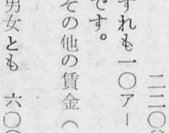

農業委員会と農家労働力対策協議会では、町内の農作業の標準的な賃金を、次のように決めました。

賃金は、部落や地域の実情によって違うものであり、この賃金はあくまでも標準額として、雇う人と雇われる人とでよく話し合って決めていただくよう望まれています。

※耕うん機による耕賃

水田耕起だけ　二〇〇〇円
〃代かきだけ　一五〇〇円
耕起から代かきまで　二五〇〇円
二期耕起から代かきまで　二五〇〇円
秋田耕うん　一五〇〇円
〃二回耕うん　二〇〇〇円
たばこ麦間中耕　一〇〇〇円
〃二条植　一三〇〇円
畑耕うん　一五〇〇円
※牛馬耕賃
水田耕起　一五〇〇円
〃耕起から代かきまで　三五〇〇円
畑耕起　一四〇〇円
〃耕起から整地まで　二二〇〇円
以上いずれも一〇アール当りの料金です。
※田植えその他の賃金（一日当り）

田植え　〃　六〇〇円
稲刈り　男　七〇〇円
　　女　六〇〇円
その他　男　七〇〇円
　　女　六〇〇円
請負田植え（植えるだけ、一一センチ×二一センチ（七寸）の場合）一〇アール当り三三〇〇円
※脱穀料（一俵当り）
米　かけぼし　一二〇円
　　地ぼし　一五〇円
麦　一七〇円